

山梨県公報

号外第十一号	平成二十六年 三月十二日	水曜日
--------	-----------------	-----

目次

○山梨県富士山保全協力基金条例

○山梨県農地集積・集約化対策基金条例

○児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例

○山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

○山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

○山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

○山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

○山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

○山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

○山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

○山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

○山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

○山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

○山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

○山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例

○山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例

条例のあらまし

○ 山梨県富士山保全協力基金条例（条例第一号）（観光資源課）

1 信仰の対象であり、芸術の源泉である等顕著で普遍的な文化的価値を有する富士山を後世に継承することが重要であることに鑑み、富士山の環境保全に関する施策を実施する等のため、山梨県富士山保全協力基金を設置することとした。

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。

6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県農地集積・集約化対策基金条例（条例第二号）（農村振興課）

1 農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、山梨県農地集積・集約化対策基金を設置することとした。

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。

6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例（条例第三号）（教育庁学術文化財

1 児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るため、次の県立文化施設に係る児童生徒の観覧料は、無料とすることとした。

(一) 県立美術館

(二) 県立考古博物館

(三) 県立文学館
(四) 県立博物館

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第四号）（消費生活安全課）

1 地方消費者行政活性化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十六年三月三十日から平成二十七年三月三十日に改めることとした。

○ 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第五号）

1 介護職員処遇改善等臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十六年三月三十日から平成二十七年三月三十日に改めることとした。

○ 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第六号）

1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十六年三月三十日から平成二十七年三月三十日に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第六号）

1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十六年三月三十日から平成二十七年三月三十日に改めることとした。

○ 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第六号）

1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十六年三月三十日から平成二十七年三月三十日に改めることとした。

○ 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第六号）

1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十六年三月三十日から平成二十七年三月三十日に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第七号）

（国保援護課）

1 後期高齢者医療財政安定化基金の積立て等の状況に鑑み、財政安定化基金拠出金を算定するための割合を「二万分の九」から「零」に改定することとした。

2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第八号）（児童家庭課）

1 子どもを安心して育てることができる環境を整備するための事業を拡充して実施するため、次の改正を行うこととした。

- (一) 条例の失効期日を平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日に改める。
- (二) 基金の対象事業に「不妊治療に要する経費を助成する事業」を追加する。
- (三) 事業ごとに区分して経理する旨の規定及び条例の失効期日前に終了する事業の不適用額を国庫に納付する旨の規定を削除する。
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第九号）（児童家庭課）
- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第十号）（障害福祉課）
- 1 地域自殺対策緊急強化交付金に基づく基金事業の延長等に鑑み、次の改正を行うこととした。
- (一) 条例の失効期日を平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に改めた。
- (二) 基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、そのまま求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるとときは、これを処分することができる。
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（医務課）
- 1 医療施設耐震化臨時特例交付金に基づく基金事業の延長等に鑑み、次の改正を行うこととした。
- (一) 条例の失効期日を平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に改める。
- (二) 基金は、基金事業の経費に充てる見込みのない金額を国庫に納付するため、条例の失効期日前においても処分することができる。
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（医務課）
- 1 地域医療再生臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平

成二十六年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）
（森林環境総務課）

1 森林整備加速化・林業再生基金を造成するために復興関連予算で交付された資金を国に返還できるようにするため、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、これを処分することができることとした。

○ **山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）
（労政雇用課）

1 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業の延長等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 条例の失効期日を平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日に改めることとした。

(二) 基金の目的に「在職者に対する待遇の改善」を加える。

(三) 基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、これを処分することができる。

この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）
（私学文書課）

1 高校生修学支援等基金を造成するために復興関連予算で交付された資金を国に返還できるようにするため、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、これを処分することができることとした。

この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）
（みどり自然課）

1 世界文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域における自然環境の保全を図るために、次の改正を行うこととした。

(一) 自然環境保全地区

(1) 自然環境保全地区に「世界遺産景観保全地区」を追加する。

(2) 世界遺産景観保全地区に指定された区域において建築物その他の工作物の新築等をしようとする者について、次の措置を講ずる。

ア 知事への届出を義務付けること。
イ 行為の禁止等の処分の対象とすること。

（二） 勧告・公表制度
ウ 自然環境保全協定の締結に向けた協議に応じるよう求めること。

（三） 山梨県環境保全審議会の担任事務
は、その旨及びその勧告の内容を公表できる。
知事は、次の場合は、山梨県環境保全審議会の意見を聴くことができる。

1 自然環境保全協定を締結しようとする場合
行為の禁止等の処分をしようとする場合

2 (3) (2) (1) 自然環境保全地区で事業を行う者等に対し、勧告等をしようとする場合
この条例は、公布の日から施行することとした。

**条
例**

山梨県条例第一号

山梨県富士山保全協力金基金条例

（設置）

第一条 信仰の対象であり、芸術の源泉である等顕著で普遍的な文化的価値を有する富士山を後世に継承することが重要であることに鑑み、富士山の環境保全に関する施策を実施する等のため、山梨県富士山保全協力金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
（運用益金の処理）

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、次に掲げる事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

- 一 富士山の環境保全に関する事業
- 二 富士山における登山の安全の確保に関する事業
- 三 富士山への来訪者が富士山の有する顕著で普遍的な文化的価値についての理解を深めるための事業
- 四 富士山保全協力金（富士山への登山をする者の寄附した寄附金をいう。）の採納に関する事業

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、知事が定める。

（委任）この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、知事が定めること。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県農地集積・集約化対策基金条例をここに公布する。
平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県農地集積・集約化対策基金条例
(設置)
第一条 農用地（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第二条第一項に規定する農用地をいう。）の利用の効率化及び高度化の促進を図るために、山梨県農地集積・集約化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)
第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。
(管理)
第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
(繰替運用)
第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）
第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、知事が定める。
(委任)
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三号

児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例
(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十条関係）

一 常設の展示の場合

区分

		個人	観覧料
小学生、中学生及び高校生並びにこ	一般	一人 五〇〇円	
大学生及びこれに準ずる者	一人 二二〇円	一人 四〇〇円	
無料	一人 一六〇円		

れらに準ずる者

備考 団体とは、二十人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合
次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、〇五〇円	一人 八四〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 五二〇円	一人 四二〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 三、〇〇〇円	
大学生及びこれに準ずる者	一人 一、五〇〇円	

備考

一 定期観覧とは、第十条第一項の承認の日から起算して一年間の観覧をいう。
二 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者は、定期観覧の対象としない。

(山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第五号）の一

別表（第六条関係）

一 常設の展示の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、二一〇円	一人 一六〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合
次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、〇五〇円	一人 八四〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、三〇〇円	
大学生及びこれに準ずる者	一人 一、五〇〇円	

備考 部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

2 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者は、定期観覧の対象としない。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

(山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次の

ように改正する。

別表第一第一号の表及び別表第一第二号の表を次のように改める。

一 常設の展示の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 三一〇円	一人 二五〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 二二〇円	一人 一六〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、〇五〇円	一人 八四〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 五一〇円	一人 四二〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

大学生及びこれに準ずる者

一般

備考

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人につき 五〇〇円	一人につき 四〇〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人につき 二二〇円	一人につき 一六〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、〇五〇円	一人 八四〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 五一〇円	一人 四二〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

大学生及びこれに準ずる者

一般

備考

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

別表第一第三号の表大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒の項中「大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒」を「大学生及びこれに準ずる者」に改め、同表小・中学校の児童及び生徒の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

一 定期観覧とは、第十条第一項の承認の日から起算して一年間の観覧をいう。

二 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者は、定期観覧の対象としない。

別表第一第一号の表及び別表第一第二号の表を次のように改める。

一 常設の展示の場合

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人につき 五〇〇円	一人につき 四〇〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人につき 二二〇円	一人につき 一六〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区分	観覧料	
	個人	団体
一般	一人 一、〇五〇円	一人 八四〇円
大学生及びこれに準ずる者	一人 五一〇円	一人 四二〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

一般	一人につき 一、〇五〇円	一人につき 八四〇円
小学生及びこれに準ずる者	一人につき 五二〇円	一人につき 四二〇円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、二十人以上をいう。

別表第一第三号の表大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒の項中「大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒」を「大学生及びこれに準ずる者」に改め、同表中学校の生徒及び小学校の児童の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考 一 定期観覧とは、第六条第一項の承認の日から起算して一年間の観覧をいう。

二 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者は、定期観覧の対象としない。

(山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十

六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「者」の下に「（小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く。）」を加える。
別表大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒の項中「大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒」を「大学生及びこれに準ずる者」に改め、同表中学校の生徒及び小学校の児童の項を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
山梨県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五号

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六号

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七号

山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一万分の九」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県条例第十号

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め

る。

附則に次の二項を加える。

3 第六条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県条例第八号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の二号を加える。

- 八 不妊治療に要する経費を助成する事業
- 第六条第二項を削る。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県条例第十一号

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十六年三月十二日）の一部を

する。

平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第九号

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第五十三

号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度に実施する事業に係るものに限る。」を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十二号

山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十二年山梨県条例第六号）の一部を次

のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め

る。

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十三号

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十三号）の

一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（処分の特例）

3 第六条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資

金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十五号

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例

山梨県高校生修学支援等基金条例（平成二十一年山梨県条例第五十一号）の一部を次

のように改正する。

附則第三項の前の見出しを「（新制度の円滑な実施を図るための処分の特例等）」に改める。

附則に次の二項を加える。

（国への返還のための処分の特例）

6 第六条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

山梨県条例第十四号

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の創出」の下に「を図るとともに、その待遇の改善」を加える。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め

る。

附則に次の二項を加える。

（処分の特例）

3 第六条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資

金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

山梨県条例第十六号

山梨県自然環境保全条例の一部を改正する条例

山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「歴史景観保全地区」の下に「世界遺産景観保全地区」を加え、同条第四項中「地域」の下に「（次項に規定する場所及びその周辺の区域を除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 この条例において「世界遺産景観保全地区」とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十二条の世界遺産一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全することが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

第十二条第一項中「自然環境保全地区等」の下に「（世界遺産景観保全地区を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4 知事は、世界遺産景観保全地区を指定したときは、当該世界遺産景観保全地区の境界を明示した地形図をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十六条の見出し中「歴史景観保全地区」の下に「世界遺産景観保全地区」を加え、同条第一項中「者」の下に「又は世界遺産景観保全地区において同項第一号に掲げる行為であつて規則で定める基準を超える行為をしようとする者」を加え、同項ただし書中「当該歴史景観保全地区」の下に「世界遺産景観保全地区」を加える。

第十七条第一項中「歴史景観保全地区」の下に「世界遺産景観保全地区」を加え、同条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、同条に次の二項を加える。

4 知事は、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、第一項に規定する処分をしようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴くことができる。

第二十条に次の二項を加える。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧

告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第一項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えないなければならない。

4 第十七条第四項の規定は、第一項の規定による助言又は勧告をしようとする場合について準用する。

第二十三条中「歴史景観保全地区」の下に「世界遺産景観保全地区」を加え、「以下」を「次項及び次条において」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十七条第四項の規定は、前項の規定による自然環境保全協定の締結をしようとする場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。